

インドネシアにおける現地旅行会社招請業務委託 業 務 仕 様 書

1 業務の目的

インドネシアの 2025 年の訪日外国人旅行者数は 640, 577 人（前年比 23. 7%増）と堅調に推移しており、今後の経済成長に伴い海外旅行市場の拡大が見込まれる市場である。

本事業は将来有望なインドネシア市場において現地旅行会社との関係を強化し、東海地区外国人観光客誘致促進協議会の構成団体である 4 県 2 市（三重県、愛知県、岐阜県、静岡県、名古屋市、浜松市）を立ち寄り先としたツアーの造成・送客につなげることを目的として招請事業を実施するものである。

2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

3 業務内容

（1）旅行会社招請事業の実施

インドネシアで訪日旅行商品を扱う有力な旅行会社を 1 回以上招請し、4 県 2 市（三重県、愛知県、岐阜県、静岡県、名古屋市、浜松市）を立ち寄り先としたツアー商品造成を図る。

① 招請の概要

- ・ 招請時期：令和 8 年 1 0 月～1 2 月頃
- ・ 日程：5 泊 6 日程度
- ・ 被招請者：インドネシア現地旅行会社 3 社 3 名以上

② 被招請者の選定

- ・ 旅行会社については、インドネシアで訪日旅行商品を展開し、4 県 2 市を中心としたエリアで旅行商品造成を行う意欲がある有力な旅行会社を提案すること。
- ・ 招請事業後、被招請各社による旅行商品の造成・販売等を行う事を条件とすること。

③ 日程・行程及び移動手段

- ・ 当該地域の地理的な条件などを勘案した、最も効果的かつ造成訴求力のある行程を提案すること。
- ・ 4 県 2 市の体験型コンテンツ並びに季節イベントを中心とした行程とすること。
- ・ 訪問する地域のうち 4 県に各 1 泊とする行程とすること。なお、静岡県での宿泊先は浜松市内、愛知県での宿泊先は名古屋市内とすること。
- ・ 食事は各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないように注意すること。
- ・ 取材・撮影の許可や紹介する内容及び動画・写真については受託者が該当施設や関係者に直接依頼・許可を取ったうえで作業を進めること。
- ・ 行程は三重県、愛知県、岐阜県、静岡県、名古屋市、浜松市の観光地を訪問することとすること。

- ・ファムトリップの行程には、インドネシア人の嗜好を踏まえた観光コンテンツを提案すること。
- ・航空券、日本国内の移動手段、宿泊、食事、観光地見学、Wi-Fi 等招請に必要な一切の手配を行うこと。
- ・移動は原則バス、ジャンボタクシー等の専用車を手配すること。
- ・夕食時のワンドリンク（1 人 1 杯）を見積りに含めること。
- ・食事とは別に被招請者が飲料するためのミネラルウォーター等を 1 日 1 本ずつ手配すること。
- ・入場料や体験料等が発生する場合は手配すること。ただし、土産品等の購入については被招請者自身が負担することとする。
- ・全行程において、通訳及びコーディネーターを手配すること。言語はインドネシア語とし、兼任も可とする。ただし、被招請者が英語の対応でも問題ない場合は英語を対応言語とすることも可とする。なお、通訳及びコーディネーターに対しても、宿泊、食事（朝・昼・夕）、移動手段等の予約手配に関する一切を行うこと。
- ・宿泊について、1 名 1 部屋を原則とすること。ただし、先方の同意を得られたら、和室 1 部屋に 2 名から 4 名まで、洋室 1 部屋に 1 名から 2 名までと調整可能。
- ・予約手配の一切を見積りに含めること。移動においては、付随するドライバー代、駐車場代、有料道路料金等一切を見積りに含めること。ドライバーの宿泊費、食事等も行程上必要であれば手配すること。
- ・招請の行程や招請者の選定にあたっては、関係者と十分な協議のうえ決定することとする。

④ フォローアップ

- ・被招請者に対して、観光地や宿泊施設の評価等今後のインドネシアからの誘客の参考となるアンケートを実施し、結果を分析すること。アンケートの作成及び結果分析は、必要な言語に翻訳すること。なお、アンケート項目については東海地区外国人観光客誘致促進協議会と協議の上、決定すること。
- ・招請後、旅行会社に対して旅行商品造成を行うよう、それぞれ調整・働きかけを行うこと。
- ・造成した旅行商品（タリフ、パンフレット等）を成果物として提出すること。

（２）事業の分析・考察

本事業を通じてアンケート結果や成果等を分析し、インドネシアからの誘客訴求力の高い観光コンテンツや効果的なプロモーション手法等について考察を行うこと。

4 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書 8 部提出すること。（電子データ可。）

（１）報告書記載事項

ア 旅行会社の概要及び成果

イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和9年3月26日(金)

(3) 提出先 三重県観光部海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を東海地区外国人観光客誘致促進協議会と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。なお、上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に東海地区外国人観光客誘致促進協議会の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、東海地区外国人観光客誘致促進協議会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

以 上